

産医補償第3号
2021年4月6日

一般社団法人 日本周産期・新生児医学会
理事長 中村 友彦 殿

公益財団法人日本医療機能評価機構
理事・産科医療補償制度事業管理者 鈴木 英明
産科医療補償制度再発防止委員会委員長 木村 正

「第11回 産科医療補償制度 再発防止に関する報告書」に記載されている
「産科医療関係者に対する提言」について（依頼）

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は産科医療補償制度の運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2009年1月に発足した産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とそのご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としております。

この度、再発防止委員会において、「第11回 産科医療補償制度 再発防止に関する報告書」を取りまとめ、先般送付させていただきました。

本報告書では、「第3章 テーマに沿った分析」において、「羊水量の異常について」を取り上げ、産科医療関係者に対する提言を記載しております。

この提言が記載されている「産科医療の質の向上に向けて」の項につきまして、本報告書の抜粋を同封いたしますので、貴会におかれましてもお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

なお、本報告書は、本制度加入分娩機関、関係学会・団体、都道府県、政令指定都市、保健所設置市および特別区宛にも送付しておりますことを申し添えます。

今後とも、産科医療補償制度につきまして、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。末筆ながら、今後益々のご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

「第11回 産科医療補償制度 再発防止に関する報告書」

第3章 III.羊水量の異常について より抜粋

5. 産科医療の質の向上に向けて

産科医療関係者に対する提言（再掲）

- (1) 羊水過多・羊水過少の診断は、「産婦人科診療ガイドラインー産科編2020」に従って行う。超音波断層法により羊水ポケット・羊水インデックスなどを計測し羊水量の評価をした場合は、診療録に記載することが必要である。
- (2) 妊娠経過中に羊水量の異常を認めた場合、推定胎児体重の測定、胎児形態異常の有無、中大脳動脈・臍帶動脈の血流計測、胎児心拍数陣痛図などにより胎児のwell-beingを評価することが勧められる。
- (3) 陣痛開始前に羊水量の異常に加え、胎児心拍数陣痛図に異常を認めた場合は、新生児蘇生やNICUでの管理が必要となる可能性があるため、高次医療機関で管理を行うことが勧められる。
- (4) 分娩の時期の決定や分娩管理は、羊水量の異常を認めた時期や程度、胎児well-beingの評価などから判断し、高次医療機関と連携を図って行うことが勧められる。
- (5) 羊水量の異常を認めたものの、妊娠経過中に羊水量が正常となった場合も、羊水過多・羊水過少と同様に妊娠・分娩の管理を行うことが勧められる。